

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付制度の改正について

〔見直しの背景と趣旨〕

亀山市資源物集団回収活動報奨金等交付要綱では、平成26年4月1日から起算して5年ごとに、又は資源物の引取価格に著しい変動があった場合は随時に、この要綱に定める資源物の範囲、報奨金の額等の見直しを行うものとして規定しております。

今回の見直しに当たり、財政構造改革骨太方針の1 令和6年度政策的経費・標準的経費の見直しの具体的取扱い（7）に基づき、県内他市の同様のサービスを調査したところ、近隣自治体では表1のとおり、専ら4品目のみが対象品目となっていることや他市では特別報奨金（加算金）を交付しておりませんでした。

また、現行制度は加算金を設定して総合環境センターへの搬入を推進しておりますが、金属類、飲料缶など一部の資源物は民間事業者への売渡価格が高くなっていることから集団回収団体の直接民間事業者への引渡しが増加傾向にあります。

については、売渡価格の有利な民間事業者に誘導するとともに、サービス水準を表2のとおり対象とする資源物、その報奨金の額や加算金制度等の見直しを行うものです。

（表1）「近隣自治体報奨金単価比較表」

（単位：円/kg）

	品目	亀山市	鈴鹿市	津市	四日市市	伊賀市
専ら4品目 （古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維が該当し、原料としてされる物。）	新聞、雑誌、段ボール	4	4	6	5	3
	その他紙	4	-	6	5	-
	金属類	4	-	-	-	-
	飲料用缶	7	-	6	-	-
	びん類	4	4	5.4	-	-
	布類	4	4	6	5	3
	ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色トレイ	4	-	-	-	-
	廃食油、小型家電	20	-	-	-	-

(表2) 「制度改正前・後の比較表」

項目	改正前		改正後
品目と報奨金	紙類、布類、金属類、 ビン類、ペットボトル、 ペットボトルキャップ、 白色トレイ	4 円/kg	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、 雑がみ、茶色びん、無色透明びん、 その他色びん、古繊維（衣類を除く）=4 円/kg (ペットボトル、ペットボトルキャップ、白色トレイ、飲料用缶、 廃食油（使用済み天ぷら油）、使用済み小型電子機器は対象外)
	飲料用缶	7 円/kg	
	廃食油（使用済み天ぷら油）	20 円/kg	
	使用済小型電子機器	20 円/kg	
加算金	I. センター搬入加算金	3 円/kg (対象品目：紙類、金属類、 ペットボトル、ペットボトル キャップ、飲料缶)	加算金制度なし
	II. 年間回収量加算金	10 トン～ 1 万円	
		30 トン～ 3 万円	
		50 トン～ 5 万円	
		100 トン～ 10 万円	
III. 前年対比加算金	年間回収量が前年度比 5%以上増加した場合 =増加量×3 円/kg		

なお、今後も5年ごとに、又は資源物の引取価格に著しい変動があった場合は随時に、本制度の見直しを行います。